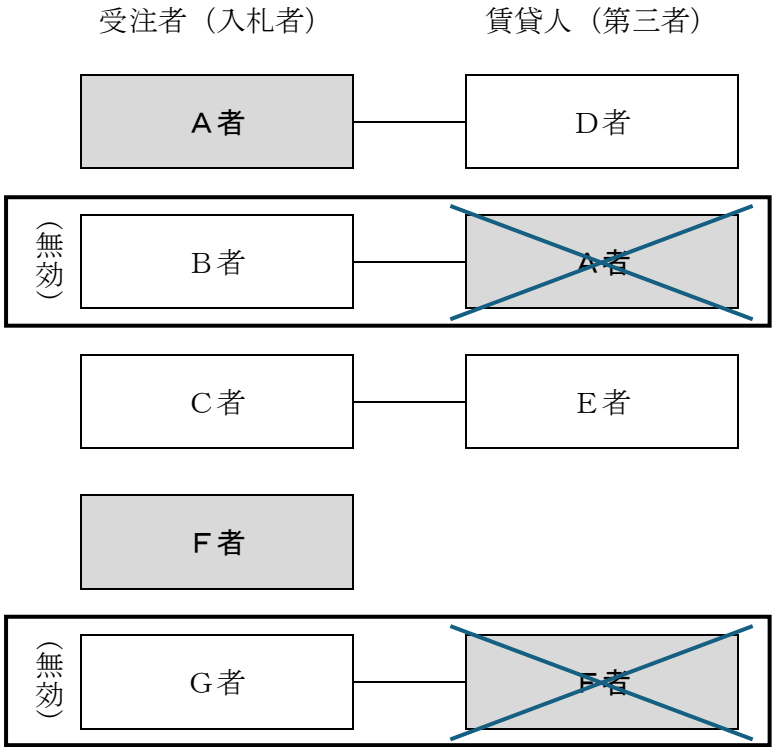


第三者賃貸方式にかかる補足

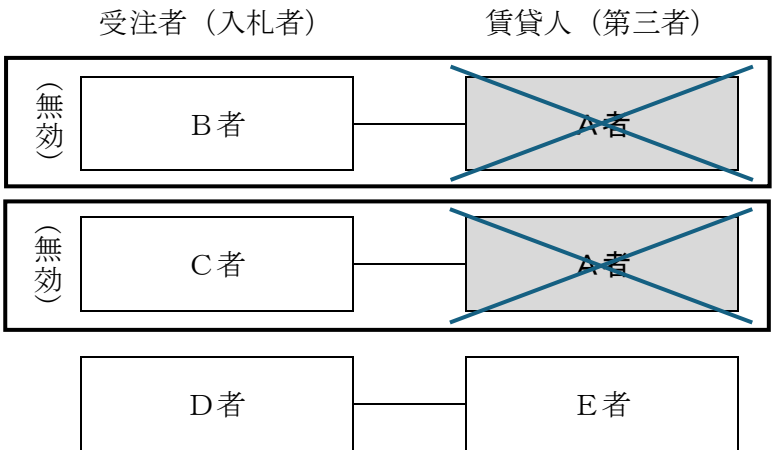
1 「入札参加者（又は見積提出者）として入札に参加する場合は、第三者賃借人になることはできない。」とは



A者は、受注者（入札者）にも、賃貸人（第三者）にもなっているため不可とする。この場合、B者の入札は無効とする。

F者は、受注者（入札者）にも、賃貸人（第三者）にもなっているため不可とする。この場合、G者の入札は無効とする。

2 「入札参加者（又は見積提出者）の2者以上の第三者賃借人となることはできない。」とは



A者は、複数の賃貸人（第三者）にもなっているため不可とする。この場合、B者、C者の入札は無効とする。